

五木地域森林整備実施計画 変更計画書

(平成31年3月8日変更)

五木地域森林整備実施計画

五木地域森林整備推進協定書（以下「協定書」という。）第5条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、八代市坂本町、球磨郡五木村及び相良村の水源林造成事業林、八代市坂本町及び球磨郡五木村、相良村及び山江村地域の民有林並びに内谷国有林2081林班外の森林とし、別図（五木地域森林整備推進協定位置図）に示す森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）の区域とする。

(2) 面積等

施業団地の森林面積は18,838ha、うち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積（以下「森林整備面積」という。）及び路網整備延長は表1のとおりとする。

ただし、民有林の森林経営計画の策定・変更、また、国有林の地域管理経営計画の変更等により森林整備面積及び路網整備延長は変更できるものとする。その場合、運営会議において、変更分について報告するものとする。

（表1）森林所有者別森林面積等

五木地域施業団地 所有形態別	森林面積 (ha)	森林整備 面積 (ha)	路網整備延長 (m)		備 考
			林道	森林作業道	
総 数	18,838	2,953	9,050	87,890	
九州森林管理局 熊本南部森林管理署	5,391	1,600	5,400	45,000	
森林整備センター 熊本水源林整備事務所	3,754	123		8,980	
住友林業(株) 日向山林事業所	317	66	650		
九州横井林業(株)	489	30			
王子木材緑化(株) 日向営業所	312	81		5,760	
日本製紙(株)	1,068	15		150	
五木村	641	213			
五木村森林組合	6,400	780	3,000	28,000	
井上林産(株)	267	15			
中国木材(株)	199	30			

2 森林整備の目標に関する事項

- (1) 施業団地は、山地災害防止機能、水源涵養機能の発揮を重視する森林（水土保持林）であることから、森林整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。
- (2) 具体的には、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。

3 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 民有林と国有林が連携して、施業地を集約化し、効率的かつ低コストな間伐の実施に努める。
- (2) 施業地が集約化できない場合であっても、間伐の実施時期等について協定者間で調整を図り、集約化の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の方法に関する事項

- (1) 間伐等の実施方法
 - ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態等に応じて実施する。
 - ② 間伐率については、現実実態に応じて決定する。
- (2) 間伐材の搬出方法
間伐材の利用促進の観点から民有林と国有林が連携して利用可能な間伐材を低コストで搬出できる現地に適合した、作業システムの検討及び導入を推進する。

5 路網の整備及び管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道等施設（以下「路網」という。）の計画的な整備に努める。
- (2) 路網の整備は、原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 路網の整備に当たっては、林地保全に配慮して作設するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう、施業団地内を効率的に連絡する配置を検討する。
- (4) 路網の利用に当たっては、利用者はあらかじめ管理者に連絡するものとする。
- (5) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが設置する路網を相互に利用する場合、通行料金は相互に無料とする。
ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りではない。
- (6) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが所有する路網を利用する場合、善良な利用を心がけ利用者が原因となる毀損等が発生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。
なお、自然災害による毀損等についてはこの限りでない。
- (7) 協定者は、その責めに帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 森林整備の年次計画

当該共同施業団地の森林整備の年次計画については、表2のとおりとする。

(表2) 森林整備の年度次計画

所有形態	施業種	H30	H31	H32	H33	H34	計
九州森林管理局 熊本南部 森林管理署 国有林	主伐 (ha)		6	31	13	26	76
	利用材積 (m3)		2,500	10,500	4,200	9,800	27,000
	間伐 (ha)	193	197	708	288	138	1,524
	利用材積 (m3)	4,700	2,100	32,700	16,500	7,000	63,000
	林道 (m)		1,200	1,100	1,100	2,000	5,400
	森林作業道 (m)	4,000	2,100	21,900	11,000	6,000	45,000
森林整備 センター 熊本水源林 整備事務所	間伐 (ha)	21	43	19	21	19	123
	利用材積 (m3)	320	950	290	310	290	2,160
	林道 (m)						0
	森林作業道 (m)	3,260	3,320	1,650	450	300	8,980
住友林業 株式会社 日向山林事業所	間伐 (ha)	14	16	16	12	8	66
	利用材積 (m3)	430	470	480	360	220	1,960
	林道 (m)			650			650
	森林作業道 (m)						0
九州横井林業 株式会社	主伐 (ha)	9	5	6	5	5	30
	利用材積 (m3)	3,240	1,800	2,160	1,800	1,800	10,800
	林道 (m)						0
	森林作業道 (m)						0
王子木材緑化 株式会社 日向営業所	主伐 (ha)	9	10	6	6	5	36
	利用材積 (m3)	2,200	3,000	1,800	1,800	1,500	10,300
	間伐 (ha)	4	9	15	11	6	45
	利用材積 (m3)	400	600	1,000	700	1,200	3,900
	林道 (m)						0
	森林作業道 (m)	1,760	1,000	1,000	1,000	1,000	5,760
日本製紙 株式会社	主伐 (ha)	7					7
	利用材積 (m3)	1,161					1,161
	間伐 (ha)	8					8
	利用材積 (m3)	400					400
	林道 (m)						0
	森林作業道 (m)	150					150

所有形態	施業種	H30	H31	H32	H33	H34	計
五木村	主伐 (ha)		58				58
	利用材積 (m3)		17,400				17,400
	間伐 (ha)	40	25	30	30	30	155
	利用材積 (m3)	4,300	1,250	1,500	1,500	1,500	10,050
	林道 (m)						0
	森林作業道 (m)						0
五木村森林組合	主伐 (ha)	55	45	50	50	50	250
	利用材積 (m3)	17,100	18,000	20,000	20,000	20,000	95,100
	間伐 (ha)	250	70	70	70	70	530
	利用材積 (m3)	10,000	2,800	2,800	2,800	2,800	21,200
	林道 (m)	3,000					3,000
	森林作業道 (m)	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000	28,000
井上林産 株式会社	主伐 (ha)	3	3	3	3	3	15
	利用材積 (m3)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000
	林道 (m)						0
	森林作業道 (m)						0
中国木材 株式会社	間伐 (ha)			10	10	10	30
	利用材積 (m3)			800	800	800	2,400
	林道 (m)						0
	森林作業道 (m)						0

7 その他

主間伐材の需要拡大と収益の確保に向け各協定者が連携し、木材の安定的な供給と利用促進に努める。